



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 2 月 28 日 (月曜日) 第 284 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… (長寿介護課) 1		○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 4
○特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課) 3		○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 4
<b>告 示</b>		○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 4
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… (福祉保健課) 3		○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 5
○救急病院の認定 (2 件) …………… (医療業務課) 3		<b>公 告</b>
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 4		○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (中調・地域課) 5
		○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 5
		○土地改良区の解散…………… ( “ ) 5
		○土地改良区の清算人の就任の届出…………… ( “ ) 5
		○土地改良区の清算人の退任の届出…………… ( “ ) 6
		○土地改良区の新設合併…………… ( “ ) 6
		<b>正 誤</b>
		○令和 3 年 7 月 26 日 付 け 県 公 報 (第 224 号) 中…………… 6

## 規 則

宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 4 年 2 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 6 号

#### 宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則 (平成 19 年 宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別記		別記	
様式第 1 号 (第 2 条関係)		様式第 1 号 (第 2 条関係)	
[略]		[略]	
所在地		所在地	
申請者 名称		申請者 名称	
代表者の氏名	㊟	代表者の氏名	
介護保険法 (以下「法」という。) 第 24 条の 2 第 1 項の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。		介護保険法 (以下「法」という。) 第 24 条の 2 第 1 項の <u>規定</u> による指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。	
[略]		[略]	
(裏面)		(裏面)	
地域	[略]	地域	[略]
密着	夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	[略]
型サ	[略]	夜間対応型訪問介護	
ービ		地域密着型通所介護	
ス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	[略]	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		複合型サービス	
		[略]	
施設	[略]	施設	[略]
		介護老人保健施設	

	[略]
介護 予防 サー ビス	介護予防訪問介護
	介護予防訪問入浴介護
	[略]
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防通所介護
	[略]
地域 密着 型介 護予 防サ ービ ス	[略]
[略]	

備考 1～5 [略]

6 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条の規定により指定があったものとみなされたときは保険医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定により指定（許可）があったものとみなされたものについては「12年4月1日」）を記載してください。

7 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとしてすでに医療機関コード等が付番されている場合にあっては、そのコードを記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表1

[略]

備考 1 [略]

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添付してください。

3 [略]

4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、職員については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

添付書類 1～4 [略]

5 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

6～10 [略]

11 介護保険法施行規則第34条の4第2項に定める意見書（該当する場合に限る。）

様式第2号（第3条関係）

[略]

所在地  
届出者 名称  
代表者の氏名 ㊟

[略]

	介護医療院
	[略]
介護 予防 サー ビス	介護予防訪問入浴介護
	[略]
	介護予防居宅療養管理指導
	[略]
地域 密着 型介 護予 防サ ービ ス	[略]
介護予防支援	
[略]	

備考 1～5 [略]

6 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、法による指定事業者又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条の規定により指定があったものとみなされたときは保険医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条又は第8条の規定により指定（許可）があったものとみなされたものについては「12年4月1日」）を記載してください。

7 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設、介護医療院又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合にあっては、そのコードを記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

付表1

[略]

備考 1 [略]

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。

3 [略]

4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別葉にして記載してください。また、職員については、本様式に出張所等に勤務する職員も含めて記載してください。

添付書類 1～4 [略]

5 法第23条に規定する照会等対象者又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

6～10 [略]

11 介護保険法施行規則第34条の4第2項及び第3項に定める意見書（該当する場合に限る。）

様式第2号（第3条関係）

[略]

所在地  
届出者 名称  
代表者の氏名

[略]

- 備考 1 [略]  
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第3号(第3条関係)

[略]

所在地  
届出者 名称  
代表者の氏名

[略]

- 備考 1 [略]  
2 変更内容が分かる書類(管理者及び役員の変更を伴う場合にあっては、誓約書を含む。)を添付してください。

様式第3号(第3条関係)

[略]

所在地  
届出者 名称  
代表者の氏名

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第7号

##### 特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和2年宮崎県規則第54号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 告 示

#### 宮崎県告示第136号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
田中 秀蔵 さいわい整骨院	延岡市萩町30-1

- 2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市幸町3-3 宇野駅前ビル1F	延岡市萩町30-1	令和4年1月31日

#### 宮崎県告示第137号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会医療法人同心会 古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地1

- 2 救急病院の認定の有効期間

令和4年3月5日から令和7年3月4日まで

#### 宮崎県告示第138号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人三和会池田病院	小林市真方27番地1

- 2 救急病院の認定の有効期間

令和4年3月5日から令和7年3月4日まで

宮崎県告示第 139号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 2 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560290431	医療法人海誠会 庄内の杜 にじの 花訪問看護 S T	宮崎県都城市庄内 町8610番地	医療法人海誠会	宮崎県都城市庄内 町8610番地	令和 4 年 1 月 15 日	訪問看護
4570204653	はびねすサポート	宮崎県都城市鷹尾 五丁目 6 街区 5 の 10号	ケンシンテクノ株 式会社	宮崎県都城市鷹尾 五丁目10街区 9 の 1号	令和 4 年 1 月 15 日	訪問介護

宮崎県告示第 140号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 2 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560290431	医療法人海誠会 庄内の杜 にじの 花訪問看護 S T	宮崎県都城市庄内 町8610番地	医療法人海誠会	宮崎県都城市庄内 町8610番地	令和 4 年 1 月 15 日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 141号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 4 年 2 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570301574	通所介護くしつの 庭	宮崎県延岡市土々 呂町 6 丁目 1776- 2	株式会社 企照	宮崎県延岡市平原 町二丁目1446番地	令和 4 年 1 月 31 日	通所介護
4570800070	J A 西都訪問介護 サービス	宮崎県西都市右松 2111	西都農業協同組合	宮崎県西都市右松 2071	令和 4 年 1 月 31 日	訪問介護
4571700477	有限会社うらら	宮崎県都城市山之 口町花木字横松 22 05番地 9	有限会社うらら	宮崎県都城市山之 口町花木字横松 22 05番地 9	令和 4 年 1 月 31 日	訪問介護
4572000398	尾鈴荘介護ヘルパ ーステーション	宮崎県児湯郡都農 町川北 5484番地 1	社会福祉法人聖水 会	宮崎県児湯郡都農 町川北 18912-10	令和 4 年 1 月 31 日	訪問介護

宮崎県告示第 142号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 2 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字荒川119-1、1119-2、1119-4、1119-15、1119-16、1187-1
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 143号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 三幸ヶ野地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	串間市大字一氏字三幸ヶ野1342番
2	〃 〃 〃 1342番
3	〃 〃 〃 1340番
4	〃 〃 〃 1340番
5	〃 〃 〃 1340番
6	〃 〃 〃 1340番
7	〃 〃 〃 1340番
8	〃 〃 〃 1340番
9	〃 〃 〃 1340番
10	〃 〃 〃 1338番11
11	〃 〃 〃 1338番12
12	〃 〃 〃 1344番
13	〃 〃 〃 1343番1

## 公 告

宮崎県土地利用基本計画(昭和56年宮崎県告示第746号)を令和4年2月17日付けで変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画(計画図)は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課、西都市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 変更の理由

## 計画図

## (1) 森林地域

林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を縮小する。

## 2 5地域区分の変更概要(面積は、計画図により計測したもの)

## (1) 総括表

(単位:ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	-	-	-	88,747
農業地域	306,922	-	-	-	306,922
森林地域	591,869	-	4	△4	591,865
自然公園地域	95,842	-	-	-	95,842
自然保全地域	192	-	-	-	192
計	1,083,572	-	4	△4	1,083,568
白地地域	6,543	-	-	-	6,543

## (2) 変更内容の地域区分別概要

(単位:ヘクタール)

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森林地域	西都市	-	4	△4

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大淀川右岸土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 敷 正	宮崎市鶴島2丁目12番21号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、徳別当土地改良区(高千穂町)が解散した。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用

する同法第18条第17項の規定により、徳別当土地改良区（高千穂町）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
安 在 弘 幸	西臼杵郡高千穂町大字押方1684番地
佐 藤 紀 文	西臼杵郡高千穂町大字押方1690番地
佐 藤 公 也	西臼杵郡高千穂町大字押方1685番地
甲 斐 正 光	西臼杵郡高千穂町大字押方1712番地
甲 斐 昭 仁	西臼杵郡高千穂町大字押方1694番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、美々津地区土地改良区（日向市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
安 藤 政 廣	日向市東郷町山陰甲 849番地50

岩戸土地改良区（高千穂町）、東岸寺土地改良区（高千穂町）、上寺土地改良区（高千穂町）及び日向土地改良区（高千穂町）の合併により、天岩戸土地改良区（高千穂町）が設立され、岩戸土地改良区、東岸寺土地改良区、上寺土地改良区及び日向土地改良区は、解散する。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**正 誤**

令和3年7月26日付け県公報（第 224号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	51	令和3年7月26日から同年8月9日まで	令和4年2月28日から同年3月14日まで
	右	5	児湯郡高鍋町大字南高鍋字塩田 447番1地先から同郡同町同大字同字 452番1地先まで	児湯郡高鍋町大字南高鍋字塩田 447番1地先から同郡同町同大字同字 453番1地先まで